

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="240 510 1196 583">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="507 722 928 779">令和 2 年 10 月</p> <p data-bbox="457 1031 979 1073">令和3年5月 一部改定(第1回)</p> <p data-bbox="492 1528 946 1585">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="1475 510 2442 583">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="1742 722 2163 779">令和 2 年 10 月</p> <p data-bbox="1724 1549 2190 1606">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="2694 289 2772 321">表 紙</p>

## 第 1 章 測量業務積算基準

### 第 1 節 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方式  
 1-4-1 測量業務費  
 測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

2. 成果検定費  
 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。  
 また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。  
 $(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$

1-6 安全費の積算  
 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。  
 $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費等}) \} \times (\text{安全費率})$   
 (注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。  
 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。  
 3. 成果検定費等には登記手数料を含む。  
 安全費率は表-2を標準とする。

表-2 安全費率

	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
場 所				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

## 第 1 章 測量業務積算基準

### 第 1 節 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方式  
 1-4-1 測量業務費  
 測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

2. 成果検定費  
 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。  
 (追加)  
 $(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$

1-6 安全費の積算  
 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。  
 $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$   
 (注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。  
 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。  
 (追加)  
 安全費率は表-2を標準とする。

表-2 安全費率

	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
場 所				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。

測量業務

改 定	現 行	備 考
<p><b>第 1 章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第 1 節 地質調査積算基準</b></p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(ロ) 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイからリに掲げるものとする。</p> <p>ニ) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p>	<p><b>第 1 章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第 1 節 地質調査積算基準</b></p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(ロ) 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイからリに掲げるものとする。</p> <p>ニ) 安全費 現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用を計上する。</p>	<p>地質調査業務</p>

改 定	現 行	備 考										
<p>1-3 地質調査業務費の積算方法</p> <p>別表第1</p> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p>ただし、Z：諸経费率（単位：%）  Y：対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）  A、b：変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p> <p><b>1-4 安全費の積算</b></p> <p>安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。</p> <p>(1) 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全费率を用いて次式により算出する。</p> $(\text{安全費}) = (\text{直接調査費}) \times (\text{安全费率})$ <p>安全费率は表-1を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-1 安全费率</p> <table border="1" data-bbox="356 1186 1270 1381"> <thead> <tr> <th>地 域 場 所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>—</td> <td>10.0%</td> <td>9.5%</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。  2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%	<p>1-3 地質調査業務費の積算方法</p> <p>別表第1</p> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p>ただし、Z：諸経费率（単位：%）  Y：対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）  A、b：変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>地質調査業務</p>
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他								
主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%								

改 定

## 第2章 地質調査標準歩掛等

### 第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

#### 2-3 サウンディング及び原位置試験

##### 2-3-1 適用範囲

サウンディング及び原位置試験は、市場単価方式による地質調査に適用する。

##### 1. 市場単価が適用できる範囲

サウンディング及び原位置試験のうち、標準貫入試験、**孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）**、現場透水試験、スウェーデン式サウンディング、機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験、ポータブルコーン貫入試験に適用する。

##### 2-3-3 市場単価の設定

##### 2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.3.1 サウンディング及び原位置試験の規格区分

種 別	規 格	単 位
標準貫入試験	粘性土・シルト	回
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
<b>孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ ボアホールジャッキ試験)</b>	普通載荷 (2.5MN/m <sup>2</sup> 以下) GL-50m以内	〃
	中圧載荷 (2.5~10MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃
	高圧載荷 (10~20MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃
	軟岩	〃
現場透水試験	オーガー法 GL-10m以内	〃
	ケーシング法 GL-10m以内	〃
	一重管式 GL-20m以内	〃
	二重管式 GL-20m以内	〃
	揚水法 GL-20m以内	〃
スウェーデン式サウンディング	GL-10m以内 N値4以内	m
機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験	20kN GL-30m以内	〃
	100kN GL-30m以内	〃
ポータブルコーン貫入試験	単管式 GL-5m以内	〃
	二重管式 GL-5m以内	〃

上表以外は別途計上する。

現 行

## 第2章 地質調査標準歩掛等

### 第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

#### 2-3 サウンディング及び原位置試験

##### 2-3-1 適用範囲

サウンディング及び原位置試験は、市場単価方式による地質調査に適用する。

##### 1. 市場単価が適用できる範囲

サウンディング及び原位置試験のうち、標準貫入試験、**プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）**、現場透水試験、スウェーデン式サウンディング、機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験、ポータブルコーン貫入試験に適用する。

##### 2-3-3 市場単価の設定

##### 2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.3.1 サウンディング及び原位置試験の規格区分

種 別	規 格	単 位
標準貫入試験	粘性土・シルト	回
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
<b>プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験)</b>	普通載荷 (2.5MN/m <sup>2</sup> 以下) GL-50m以内	〃
	中圧載荷 (2.5~10MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃
	高圧載荷 (10~20MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃
現場透水試験	オーガー法 GL-10m以内	〃
	ケーシング法 GL-10m以内	〃
	一重管式 GL-20m以内	〃
	二重管式 GL-20m以内	〃
	揚水法 GL-20m以内	〃
スウェーデン式サウンディング	GL-10m以内 N値4以内	m
機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験	20kN GL-30m以内	〃
	100kN GL-30m以内	〃
ポータブルコーン貫入試験	単管式 GL-5m以内	〃
	二重管式 GL-5m以内	〃

上表以外は別途計上する。

備 考

地質調査業務

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

2-3-4 適用に当たっての留意事項

1. 孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）における普通載荷及び中圧載荷は、測定器がプレシオメーター、LLT及びKKTを標準とする。土研式を使用する場合は、別途計上する。
2. サウンディング及び原位置試験に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。
3. 現場透水試験は、資料整理（内業）を含むものとする。
4. 現場透水試験は、孔内洗浄を含むものとする。

2-3-5 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.3.3 サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ ボアホールジャッキ試験)	普通載荷 (2.5MN/m <sup>2</sup> 以下) GL-50m以内	〃	3.0
	中圧載荷 (2.5~10MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃	2.0
	高圧載荷 (10~20MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃	2.0
現場透水試験	オーガー法 GL-10m以内	〃	2.0
	ケーシング法 GL-10m以内	〃	2.0
	一重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	二重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	揚水法 GL-20m以内	〃	1.0
スウェーデン式サウンディング	GL-10m以内 N値4以内	m	22.0
機械式コーン (ワング式二重管コーン) 貫入試験	200kN GL-30m以内	〃	12.0
	100kN GL-30m以内	〃	11.0
ポータブルコーン貫入試験	単管式 GL-5m以内	〃	25.0
	二重管式 GL-5m以内	〃	15.0

工期算定等にあたっては、作業条件による補正は行わない。

2-4 現場内小運搬

2-4-3 市場単価の設定

4. 間接調査費の算出

(人肩運搬, 特装車運搬)

間接調査費 = 設計単価 × 運搬総重量  
 設計単価 = 標準の市場単価 (換算距離別)

(モノレール運搬, 索道運搬)

間接調査費 = 設計単価 (運搬) × 運搬総重量 + 設計単価 (架設・撤去)  
 + 設計単価 (機械器具損料) × 供用日数  
 設計単価 = 標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途計上する。  
 供用日数 = 架設日数 + 調査・試験等作業日数 + 撤去日数  
 ※供用日数の算定にあたっては、不稼働係数、年末年始、夏季休暇等の撤去不能期間を考慮する。

2-3-4 適用に当たっての留意事項

1. プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）における普通載荷及び中圧載荷は、測定器がプレシオメーター、LLT及びKKTを標準とする。土研式を使用する場合は、別途計上する。
2. サウンディング及び原位置試験に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。
3. 現場透水試験は、資料整理（内業）を含むものとする。
4. 現場透水試験は、孔内洗浄を含むものとする。

2-3-5 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.3.3 サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験)	普通載荷 (2.5MN/m <sup>2</sup> 以下) GL-50m以内	〃	3.0
	中圧載荷 (2.5~10MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃	2.0
	高圧載荷 (10~20MN/m <sup>2</sup> ) GL-50m以内	〃	2.0
現場透水試験	オーガー法 GL-10m以内	〃	2.0
	ケーシング法 GL-10m以内	〃	2.0
	一重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	二重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	揚水法 GL-20m以内	〃	1.0
スウェーデン式サウンディング	GL-10m以内 N値4以内	m	22.0
機械式コーン (ワング式二重管コーン) 貫入試験	200kN GL-30m以内	〃	12.0
	100kN GL-30m以内	〃	11.0
ポータブルコーン貫入試験	単管式 GL-5m以内	〃	25.0
	二重管式 GL-5m以内	〃	15.0

工期算定等にあたっては、作業条件による補正は行わない。

2-4 現場内小運搬

2-4-3 市場単価の設定

4. 間接調査費の算出

(人肩運搬, 特装車運搬)

間接調査費 = 設計単価 × 運搬総重量  
 設計単価 = 標準の市場単価 (換算距離別)

(モノレール運搬, 索道運搬)

間接調査費 = 設計単価 (運搬) × 運搬総重量 + 設計単価 (架設・撤去)  
 + 設計単価 (機械器具損料) × 供用日数  
 設計単価 = 標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途計上する。  
 供用日数 = 架設日数 + 調査・試験等作業日数 + 撤去日数  
 ※架設日数は、不稼働係数、年末年始、夏季休暇等の撤去不能期間を考慮する。

地質調査業務

改 定	現 行	備 考																								
<p>2-6 その他間接調査費  2-6-5 日当たり作業量  日当たり作業量は下表を標準とする。</p> <p>表2.6.3 その他間接調査費の日当たり作業量</p> <table border="1" data-bbox="296 426 1234 569"> <thead> <tr> <th>種 別 ・ 規 格</th> <th>単 位</th> <th>日 当 たり 作 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備及び跡片付け</td> <td>業務</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>搬入路伐採等</td> <td>m</td> <td>166.0</td> </tr> <tr> <td>環境保全</td> <td>仮囲い</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	種 別 ・ 規 格	単 位	日 当 たり 作 業 量	準備及び跡片付け	業務	1.0	搬入路伐採等	m	166.0	環境保全	仮囲い	2.0	<p>2-6 その他間接調査費  2-6-5 日当たり作業量  日当たり作業量は下表を標準とする。</p> <p>表2.6.3 その他間接調査費の日当たり作業量</p> <table border="1" data-bbox="1587 426 2525 569"> <thead> <tr> <th>種 別 ・ 規 格</th> <th>単 位</th> <th>日 当 たり 作 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備跡片付け</td> <td>業務</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>搬入路伐採等</td> <td>m</td> <td>166.0</td> </tr> <tr> <td>環境保全</td> <td>仮囲い</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	種 別 ・ 規 格	単 位	日 当 たり 作 業 量	準備跡片付け	業務	1.0	搬入路伐採等	m	166.0	環境保全	仮囲い	2.0	<p>地質調査業務</p>
種 別 ・ 規 格	単 位	日 当 たり 作 業 量																								
準備及び跡片付け	業務	1.0																								
搬入路伐採等	m	166.0																								
環境保全	仮囲い	2.0																								
種 別 ・ 規 格	単 位	日 当 たり 作 業 量																								
準備跡片付け	業務	1.0																								
搬入路伐採等	m	166.0																								
環境保全	仮囲い	2.0																								

改 定	現 行	備 考
<p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-6 現地調査  保守点検観測所の状況等を把握するため、事前に現地調査するもので、原則として保守点検前に年1回行うものである。  作業工数の算出  現地調査の作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O \times N_2 + I_G</math>  O：1観測所あたりの現地調査標準歩掛  N<sub>2</sub>：観測所数（1コースあたり）  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)  ※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数  ※移動コースにかかる工数の算出は、「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。</p> <p>5-1-7 定期保守点検  定期保守点検は、原則月1回実施するもので、点検内容は以下のとおりとする。  (4) 定期保守点検作業工数の算定  定期保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  O<sub>1</sub>：1計器あたりの定期保守点検標準歩掛  O<sub>2</sub>：1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  N<sub>1</sub>：計器数（1コースあたり）  N<sub>2</sub>：水位観測所数(1コースあたり)  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)  ※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  2. 移動コースにかかる工数の算出は、「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。  3. 1日の実働時間は原則として8時間とする。</p>	<p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-6 現地調査  保守点検観測所の状況等を把握するため、事前に現地調査するもので、原則として保守点検前に年1回行うものである。  作業工数の算出  現地調査の作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O \times N_2 + I_G</math>  O：1観測所あたりの現地調査標準歩掛  N<sub>2</sub>：観測所数（1コースあたり）  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)  ※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数  (追加)</p> <p>5-1-7 定期保守点検  定期保守点検は、原則月1回実施するもので、点検内容は以下のとおりとする。  (4) 定期保守点検作業工数の算定  定期保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  O<sub>1</sub>：1計器あたりの定期保守点検標準歩掛  O<sub>2</sub>：1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  N<sub>1</sub>：計器数（1コースあたり）  N<sub>2</sub>：水位観測所数(1コースあたり)  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)  ※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  (追加)  2. 1日の実働時間は原則として8時間とする。</p>	<p>水文観測業務</p>



改 定	現 行	備 考
<p><b>5-1-9 総合保守点検</b>  総合保守点検は定期保守点検の項目に加え以下の内容を原則年1回実施する。</p> <p>(雨量計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨量計に一定量を注いだ時の動作確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(水位計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロートまたは受圧部(水圧式)の確認, 吊り下げ試験(リードスイッチ式)。</li> <li>水位標読み値と監視局観測表示水位の比較確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(地下水位計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受圧部(水圧式)の確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(その他観測機器・総合保守点検)</p> <p>その他観測機器とは, 風向風速計, 積雪計, 温度計, 流量計等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他観測機器の計測部が確実に稼働することを確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(1) 総合保守点検作業工数の算定  総合保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  <math>O_1</math>: 1計器あたりの総合保守点検標準歩掛  <math>O_2</math>: 1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  <math>N_1</math>: 計器数(1コースあたり)  <math>N_2</math>: 水位観測所数(1コースあたり)  <math>I_G</math>: 1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T/8</math>  <math>T</math>: 1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L/V</math>  <math>L</math>: 1班あたりの移動コースの距離(km)  <math>V</math>: 標準速度(30km/h)  ※移動コースとは, 「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは, 1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  2. 移動コースにかかる工数の算出は, 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。  3. 1日の実働時間は原則として8時間とする。  4. 上記以外の作業を実施する場合は, 適宜必要作業工数を計上する。  5. 観測所の総合保守点検で使用する資機材(ボート等)は必要に応じて計上する。  6. 水位観測所内移動とは局舎と水位計センサーの間の移動とする。  7. 計器を二重化されている観測所等は, 計器数に応じて必要作業工数を計上する。</p>	<p><b>5-1-9 総合保守点検</b>  総合保守点検は定期保守点検の項目に加え以下の内容を原則年1回実施する。</p> <p>(雨量計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨量計に一定量を注いだ時の動作確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(水位計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロートまたは受圧部(水圧式)の確認, 吊り下げ試験(リードスイッチ式)。</li> <li>水位標読み値と監視局観測表示水位の比較確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(地下水位計・総合保守点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受圧部(水圧式)の確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(その他観測機器・総合保守点検)</p> <p>その他観測機器とは, 風向風速計, 積雪計, 温度計, 流量計等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他観測機器の計測部が確実に稼働することを確認。</li> <li>自記記録計ペンの動作確認。</li> </ul> <p>(1) 総合保守点検作業工数の算定  総合保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。  作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  <math>O_1</math>: 1計器あたりの総合保守点検標準歩掛  <math>O_2</math>: 1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  <math>N_1</math>: 計器数(1コースあたり)  <math>N_2</math>: 水位観測所数(1コースあたり)  <math>I_G</math>: 1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T/8</math>  <math>T</math>: 1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L/V</math>  <math>L</math>: 1班あたりの移動コースの距離(km)  <math>V</math>: 標準速度(30km/h)  ※移動コースとは, 「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは, 1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  (追加)  2. 1日の実働時間は原則として8時間とする。  3. 上記以外の作業を実施する場合は, 適宜必要作業工数を計上する。  4. 観測所の総合保守点検で使用する資機材(ボート等)は必要に応じて計上する。  5. 水位観測所内移動とは局舎と水位計センサーの間の移動とする。  6. 計器を二重化されている観測所等は, 計器数に応じて必要作業工数を計上する。</p>	<p>水文観測業務</p>

改 定	現 行	備 考																														
<p><b>第2章 積算基準（参考資料）</b></p> <p><b>第1節 積算基準</b></p> <p><b>1-3 旅費交通費</b>            宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりがたい（削除）場合は、（削除）1-3-3を適用する。</p> <p><b>1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</b>            「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。            なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。            往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。            （削除）            同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="172 821 1305 995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %</td> <td>1,026</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %</td> <td>597</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかるとする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。            2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかるとする。            3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかるとする。            （削除）</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230	地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026	土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244	調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597	<p><b>第2章 積算基準（参考資料）</b></p> <p><b>第1節 積算基準</b></p> <p><b>1-3 旅費交通費</b>            宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて1-3-3を適用する。</p> <p><b>1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</b>            「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。            なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。            往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。            設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-3-3を適用する。            同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1427 821 2561 995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %</td> <td>1,026</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %</td> <td>597</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。            2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）の費用とする。            3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）の費用とする。            4. 水文観測業務における、移動コースにかかる工数の算出は、1-3-3を適用する。</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230	地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026	土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244	調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597	<p>積算基準 （参考資料）</p>
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																														
測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230																														
地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026																														
土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244																														
調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597																														
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																														
測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230																														
地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026																														
土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244																														
調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597																														

改 定	現 行	備 考																																																		
<p><b>1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</b></p> <p><b>（1）旅費の率を用いた積算</b>  「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。  なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。  往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。  <b>（削除）</b>  同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="172 520 1302 697"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費</th> <th>旅費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直接人件費の0.83%</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直接調査費の1.60%</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直接人件費の1.33%</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直接人件費の2.59%</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <b>にかかる費用を含んでいる</b>。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。  2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む） <b>にかかる費用を含んでいる</b>。  3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む） <b>にかかる費用を含んでいる</b>。  <b>（削除）</b></p> <p><b>（2）率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</b>  「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数および滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。  なお、適用する区分は積算基準書に準拠する。  往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。  <b>（削除）</b>  同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="350 1213 1110 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当・宿泊料(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>7.3X</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>6.6X</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>9.1X</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>9.1X</td> </tr> </tbody> </table> <p>X：延べ宿泊日数および滞在日数 <b>（休日補正日数は除く）</b></p>	区分	旅費	旅費の上限(千円)	測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313	地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765	土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307	調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904	区分	日当・宿泊料(千円)	測 量 業 務	7.3X	地 質 調 査 業 務	6.6X	土 木 設 計 業 務	9.1X	調 査 、 計 画 業 務	9.1X	<p><b>1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</b></p> <p><b>（1）旅費の率を用いた積算</b>  「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。  なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。  往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。  <b>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-3-3を適用する。</b>  同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1427 520 2558 697"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費</th> <th>旅費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直接人件費の0.83%</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直接調査費の1.60%</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直接人件費の1.33%</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直接人件費の2.59%</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <b>の費用とする</b>。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。  2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む） <b>の費用とする</b>。  3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む） <b>の費用とする</b>。  <b>4. 水文観測業務における、移動コースにかかる工数の算出は、1-3-3を適用する。</b></p> <p><b>（2）率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</b>  「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数および滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。  なお、適用する区分は積算基準書に準拠する。  往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。  <b>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-3-3を適用する。</b>  同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1605 1213 2365 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当・宿泊料(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>7.3X</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>6.6X</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>9.1X</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>9.1X</td> </tr> </tbody> </table> <p>X：延べ宿泊日数および滞在日数 <b>（追加）</b></p>	区分	旅費	旅費の上限(千円)	測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313	地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765	土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307	調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904	区分	日当・宿泊料(千円)	測 量 業 務	7.3X	地 質 調 査 業 務	6.6X	土 木 設 計 業 務	9.1X	調 査 、 計 画 業 務	9.1X	<p><b>積算基準 （参考資料）</b></p>
区分	旅費	旅費の上限(千円)																																																		
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313																																																		
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765																																																		
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307																																																		
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904																																																		
区分	日当・宿泊料(千円)																																																			
測 量 業 務	7.3X																																																			
地 質 調 査 業 務	6.6X																																																			
土 木 設 計 業 務	9.1X																																																			
調 査 、 計 画 業 務	9.1X																																																			
区分	旅費	旅費の上限(千円)																																																		
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313																																																		
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765																																																		
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307																																																		
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904																																																		
区分	日当・宿泊料(千円)																																																			
測 量 業 務	7.3X																																																			
地 質 調 査 業 務	6.6X																																																			
土 木 設 計 業 務	9.1X																																																			
調 査 、 計 画 業 務	9.1X																																																			

改 定							現 行							備 考
1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (2) 旅費交通費の扱い 5) 日当・宿泊料							1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (2) 旅費交通費の扱い 5) 日当・宿泊料							積算基準 (参考資料)
職 種	日 当	宿 泊 料					職 種	日 当	宿 泊 料					
		普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費					普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費			
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上			甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	
主任技術者 理事・技師長, 主任技師	2,363 1,181	11,909	10,727				2,476 1,238	12,476	11,238					
技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 測量船操縦士 地質調査技師	2,000 1,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681	技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 測量船操縦士 地質調査技師	2,095 1,047	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000	
技術員 測量技師補, 測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,545 772	7,909	7,090	6,376	6,063	5,390	技術員 測量技師補, 測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,619 809	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647	
備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。 3. 表中の金額については、「国土交通省日額旅費支給規則」で考慮されている消費税率をもとに算定した、税抜き価格を記載している。 4. 斜体文字は、2分の1日当の金額を記載している。							備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。 3. 表中の金額については、「国土交通省日額旅費支給規則」で考慮されている消費税率をもとに算定した、税抜き価格を記載している。 4. 斜体文字は、2分の1日当の金額を記載している。							



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第2章 地質調査運用（参考資料）

第2章 地質調査運用（参考資料）

第1節 機械ボーリング

第1節 機械ボーリング

1-1 ボーリング

1-1 ボーリング

1-1-3 ボーリング孔径の適用

1-1-3 ボーリング孔径の適用

(1) 各種試験及び計測に必要なボーリング孔径は下記を標準とする。

(1) 各種試験及び計測に必要なボーリング孔径は下記を標準とする。

積算基準  
(参考資料)

区分	試験・計測名	必要孔径(mm)	区分	試験・計測名	必要孔径(mm)
土	固定ピストン式 シンウォールサンプリング	86～	岩盤調査	岩盤透水試験	66～
	ロータリー式 二重管サンプリング (デニソンサンプリング)	116～		孔内微流速測定	66～
	ロータリー式 三重管サンプリング	116～		湧水圧測定	66～
質 試 験	標準貫入試験	66～	地すべり調査	グラウト試験	66～
	孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験 ・ポアホールジャッキ試験) (プレシオメーター)	66～		ボアホールスキャナー	66～
	〃 (L. L. T)	86		パイプ式歪計	66～
	〃 (K. K. T)	66		孔内傾斜計	86～
	揚水試験	250～		多層移動量計	66～
	現場透水試験	86～		水位計	66～
	間隙水圧測定	86～		地下水検層	66～
	地下水孔内流向・流速測定 (LD型)	116～		簡易揚水試験	66～
	〃 (SWM-KZ型)	150～		速度検層	66～
	地中ガス調査	86～		P S 検層	66～
質 試 験			探 査 ・ 検 層	反射検層	66～
				密度検層	66～
				電気検層	66～
				温度検層	66～
				キャリパー検層	66～
				常時微動測定	101～

区分	試験・計測名	必要孔径(mm)	区分	試験・計測名	必要孔径(mm)
土	固定ピストン式 シンウォールサンプリング	86～	岩盤調査	岩盤透水試験	66～
	ロータリー式 二重管サンプリング (デニソンサンプリング)	116～		孔内微流速測定	66～
	ロータリー式 三重管サンプリング	116～		湧水圧測定	66～
質 試 験	標準貫入試験	66～	地すべり調査	グラウト試験	66～
	プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験) (プレシオメーター)	66～		ボアホールスキャナー	66～
	〃 (L. L. T)	86		パイプ式歪計	66～
	〃 (K. K. T)	66		孔内傾斜計	86～
	揚水試験	250～		多層移動量計	66～
	現場透水試験	86～		水位計	66～
	間隙水圧測定	86～		地下水検層	66～
	地下水孔内流向・流速測定 (LD型)	116～		簡易揚水試験	66～
	〃 (SWM-KZ型)	150～		速度検層	66～
	地中ガス調査	86～		P S 検層	66～
質 試 験			探 査 ・ 検 層	反射検層	66～
				密度検層	66～
				電気検層	66～
				温度検層	66～
				キャリパー検層	66～
				常時微動測定	101～

改 定	現 行	備 考																								
<p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(3) 機材及び足場材料等の標準重量について</p> <p>2) 足場材料等 (仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量)</p> <table border="1" data-bbox="371 403 736 688"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿地足場</td> <td>950kg</td> </tr> <tr> <td>傾斜地足場</td> <td>900kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場 (水深1m以下)</td> <td>1,500kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場 (水深3m以下)</td> <td>1,950kg</td> </tr> <tr> <td>環境保全(仮囲い)</td> <td>250kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度80m以下、地形傾斜15°～30°を標準としており、これ以外のケースは別途計上する。  2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途計上する。  3. 配管給水を行う場合の機材は別途計上する。</p>	区 分	標準重量	湿地足場	950kg	傾斜地足場	900kg	水上足場 (水深1m以下)	1,500kg	水上足場 (水深3m以下)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	<p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(3) 機材及び足場材料等の標準重量について</p> <p>2) 足場材料等 (仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量)</p> <table border="1" data-bbox="1676 403 2041 688"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿地足場</td> <td>950kg</td> </tr> <tr> <td>傾斜地足場</td> <td>900kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場 (水深1m未満)</td> <td>1,500kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場(水深1m以上3m未満)</td> <td>1,950kg</td> </tr> <tr> <td>環境保全(仮囲い)</td> <td>250kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度80m以下、地形傾斜15°～30°を標準としており、これ以外のケースは別途計上する。  2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途計上する。  3. 配管給水を行う場合の機材は別途計上する。</p>	区 分	標準重量	湿地足場	950kg	傾斜地足場	900kg	水上足場 (水深1m未満)	1,500kg	水上足場(水深1m以上3m未満)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	<p>積算基準 (参考資料)</p>
区 分	標準重量																									
湿地足場	950kg																									
傾斜地足場	900kg																									
水上足場 (水深1m以下)	1,500kg																									
水上足場 (水深3m以下)	1,950kg																									
環境保全(仮囲い)	250kg																									
区 分	標準重量																									
湿地足場	950kg																									
傾斜地足場	900kg																									
水上足場 (水深1m未満)	1,500kg																									
水上足場(水深1m以上3m未満)	1,950kg																									
環境保全(仮囲い)	250kg																									